省令

○厚生労働省令第三十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第二条第二項及び第五条第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（組合調整対象収入額） **第十四条**　組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額 組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 ×0.4361＋1,922.00円 ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額 組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 ＋0.006724 0.000002798× 二　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　一万七千三百九十四円九十一銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一二八八四に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　一万九千七百九十九円二十三銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一〇七八九に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）	（組合調整対象収入額） **第十四条**　組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額 組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 ×0.4294＋1,923.00円 ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額 組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 ＋0.006761 0.000002797× 二　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　一万七千七百二十三円二十八銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇一三四二四に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） 三　イ及びロに掲げる額の合算額 イ　一万七千七百十七円三十七銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。） ロ　〇・〇〇九九一七に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）